

栃木県知事 福 田 富 一 様

2018年8月28日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小 林 年 治

日本共産党栃木県議団

代 表 野 村 せつ子

## 2018年度補正予算と施策に関する要望書

日本共産党栃木県委員会と同栃木県議団は、9月補正予算ならびに今年度中に着手する必要があると考える施策について、下記の通り要望します。408号バイパスや思川開発南摩ダムなど不要不急の事業を見直し、予算の確保に努め、記録的大雨や高温対策、地震などの防災・減災対策はじめとする施策の拡充を行うよう求めます。

### 1. 栃木県教育委員会の障害者雇用率「水増し」問題について

政府各省に続き、本県教育委員会でも障害者雇用率の「水増し」が明らかになった。全国最低の障害者雇用率を数字の上で「改善」させるため2012年度頃より行われてきたとのことであるが、県民を欺き、障害者の人権と自立、雇用拡大を阻害する行為であり許しがたい。

- 教育委員会の障害者雇用率について法定率を上回る計画を策定すること。
- 水増しはなかったとされる部局においても、障害者が働きやすい職場環境の改善、雇用率を引き上げる方針・計画を明確にし、全庁をあげて障害者の雇用拡大に誠意と責任をもって取り組むこと。

### 2. 児童虐待防止対策の強化について

児童虐待防止対策として7月20日、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の閣議決定が行われた。現場の実態にかみ合った対策強化が求められる。

- 児童相談所の児童福祉士、児童心理士、スーパーバイザーの人材育成の予算を増額し、増員できるようにすること。すみやかな判定・措置のためにも、職員の心身の健康とスキルアップのための研修派遣を保障する上でもゆとりある体制にすること。一時保護所の増設を検討すること。
- 市町を支援し、市町の相談窓口と体制の強化がはかれるようにすること。
- 中核市宇都宮市への児童相談所設置について市と協議を開始すること。

### 3. 公立学校施設のエアコン設置の促進について

今年は「危険な暑さ」とされる高温の日が度々出現し、今後、熱中症への警戒・対策が春から秋の長期にわたって必要になると想定される。公立学校の普通教室へのエアコン設置率は、小・中学校が80.1%（特別教室含む合計53.0%、2018年4月1日現在）、県立高校が73.9%（特別教室含む合計34.3%、2018年7月1日現在）であり、大変遅れている。とくに高校は、昨年4月1日時点の文科省調査では北関東で最低だった。また災害の

際、避難所とされる公立学校の体育館は小・中学校0.3%、高校は皆無である。これまで県立高校の教室へのエアコン設置は、学習環境の向上を求めるPTAに依頼してきた経過があるが、生徒の命と健康に関わる問題として県教育委員会の責任で設置すべきである。また体育館についても、生徒はもとより避難所として多数の県民が利用することになる施設でもあり、設置が不可避となっている。

- 県立学校の全教室と体育館へのエアコン設置計画を策定し、すみやかに着手すること。
- 小・中学校の体育館へのエアコン設置を促進するため、国に学校施設環境改善交付金の増額、補助率引き上げを求めるとともに、県として補助すること。

#### 4. 民有地のブロック塀の撤去・改修費への支援について

大阪北部地震により建築基準法に適合していない危険なブロック塀の倒壊が大問題となり、県は補正予算に県庁舎、学校施設、警察施設等のブロック塀改修事業費を計上した。県民が日常生活をおくる民有地についても対策が急がれる。県内市町では、真岡市が石塀等撤去費補助事業を2015年度に創設し、宇都宮市が8月から市有施設のブロック塀安全対策とあわせ民有地のブロック塀等撤去費補助制度をスタートさせた。こうした事業を全市町に至急拡大する必要がある。

- 民有地のブロック塀撤去・改修費補助等の事業にとりくむ市町を支援する事業を創設し、予算を計上すること。

#### 5. 記録的大雨に備えた河川の水害防止対策について

8月10日、宇都宮市、さくら市、那須烏山市に記録的短時間大雨情報が出され、家屋の浸水被害が発生した。田川、姿川には氾濫注意情報が発表された。

- 記録的大雨に備え、既定の河川整備計画を見直し、姿川等の整備完了時期を前倒しで推進すること。
- 市町を支援して小河川の合流地点等の対策を強化すること。

#### 6. 被災者生活再建支援制度の拡充について

県版被災者生活再建支援制度は、半壊以上の被害を対象としており、床上浸水などは対象外となっている。床上浸水は床、壁、建具などを損傷させ、半壊同様、生活再建に支障をきたす深刻な被害である。県は国に被災者生活再建支援法で半壊世帯を支援対象にするよう求めており、県の制度も改善が急がれる。

- 半壊世帯ならびに床上浸水世帯を県被災者生活再建支援制度の対象とすること。

#### 7. 稲・麦・大豆の種子の安定供給について

1952年に制定された「主要農作物種子法」（以下、種子法）のもとで、稲・麦・大豆を対象に国・県によって、品種改良、種子生産、普及が行われ、県農業試験場でも、新品種「とちぎの星」や、もち麦「もち絹香」の開発はじめ本県の実情をふまえた奨励品種を育成してきた。昨年、種子法が廃止されたことにより、種子品質の低下や「民間育成品種」の押しつけによる種子価格の上昇が懸念されている。さらに海外大資本が生産する遺伝子組み換え種子の流入も懸念される。本県では、今年の生産には従来通りの種子供給が行われたが、来年度以降

については協議会等を設置して検討するとのことである。

○ 種子法の復活を国に要望するとともに、来年度以降も種子供給に県が責任をもって対応できるようにすること。新潟県や埼玉県のように公的機関が責任をもって稲、麦、大豆の種子供給を行うよう条例を制定すること。

#### 8. 芳賀・宇都宮LRT整備事業費補助金の削減について

県は9月補正予算において、芳賀・宇都宮LRT整備事業費補助金を計上し、LRTの建設段階での支援を開始しようとしている。一方、宇都宮市民、県民のなかでは、この段階になっても、LRT整備に反対または懐疑的との意見が多く寄せられており、整備への県民理解は得られていない。

○ LRT整備事業費補助金の計上を行わないこと。

#### 9. 東海第2原発の運転期間延長について

茨城県東海村の日本原子力発電株式会社東海第2発電所は、今年11月28日に稼働から40年となる。原子炉の老朽化が懸念され、廃炉とすべきところ、日本原電は、20年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請し、再稼働をめざしている。本県との県境から32キロの至近距離にあり、この原発が過酷事故を起こせば、県民のくらしと健康は根底から脅かされる懸念がある。

○ 県民の健康と安全を守る責務を負う県として、東海第2原発の運転期間延長と再稼働に反対する立場を表明し、日本原電に要請すること。

#### 10. 日光市足尾町横根地区メガソーラー発電所計画について

日光市足尾町横根地区の県立自然公園内への太陽光発電所計画は、区域面積約59㌥、発電量約43.5メガワットのメガソーラー発電所計画である。これには平成29年6月に日光市議会が建設差し止め措置実現に向けた陳情を採択している。また計画は、当初、鹿沼市側におよぶものであったことから鹿沼市に土地利用に関する事前相談願いが提出されたが、鹿沼市が県立自然公園内であることから環境保全を理由に「不適」と回答したため、現在日光市側だけの建設計画に切り替えられた経過がある。日光市民は、会を結成し、横根高原を代表するミズナラ林や広葉樹を含む自然を著しく破壊すること、水源涵養機能に損害を与え大雨による土砂災害が想定されること、貴重な動植物の生態系や生物多様性への多大な影響が懸念されることなどを指摘し建設差し止めを求めている。

○ 自然環境および生態系の保持、県土の防災に責任を負う県として、日光市議会並びに市民の反対の声を重く受けとめ、林地開発等に関する許可権を持つ日光市と協議し、事業者に建設計画の中止・見直しを要望すること。

以上